第六号様式（提出用）

受付印

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認印	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

平成　年　月　日　殿

法人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

この申告の基礎：法人税の 平成　年　月　日 の修正申告・更正・決定・再更正による。

申告年月日：　年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　　）

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）　（　　）　10,000,000円

（ふりがな）法人名

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額　1,000,000円

（ふりがな）代表者　（ふりがな）経理責任者

自署押印　自署押印

期末現在の資本金等の額　1,000,000円

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 事業年度分又は連結事業年度分 の 道府県民税 事業税 地方法人特別税 の 確定 申告書 ※

（事業税）

摘要			課税標準	税率（/100）	税額
所得割	所得金額総額（67−68）又は別表5 33	26	4,709,740円		
	年400万円以下の金額	27	4,000,000円	3.4	1,360,000円
	年400万円を超え年800万円以下の金額	28	4,000,000円	5.1	2,040,000円
	年800万円を超える金額	29	3,097,000円	6.7	2,619,400円
	計　27＋28＋29	30	4,709,700円		2,959,400円
	軽減税率不適用法人の金額	31	0円		0円
付加価値割	付加価値額総額	32			
	付加価値額	33	0円		0円
資本割	資本金等の額総額	34			
	資本金等の額	35	0円		0円
収入割	収入金額総額	36			
	収入金額	37	0円		0円
合計事業税額　30＋33＋35＋37又は31＋33＋35＋37		38			2,959,400円
平成28年改正法附則第5条の控除額		39			0円
事業税の特定寄附金税額控除額		40		仮装経理に基づく事業税額の控除額	41
差引事業税額　38−39−40−41		42	2,959,400円	既に納付の確定した当期分の事業税額	43
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		44		この申告により納付すべき事業税額 42−43−44	45
45の内訳	所得割	46	2,365,100円	付加価値割	47
	資本割	48	0円	収入割	49
45のうち見込納付額		50		差引　45−50	51

（地方法人特別税）

摘要		課税標準	税率（/100）	税額
所得割に係る地方法人特別税額	52	2,959,400円	43.2	1,278,400円
収入割に係る地方法人特別税額	53	0円		0円
合計地方法人特別税額　(52＋53)	54			1,278,400円
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	55		差引地方法人特別税額 54−55	56
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額	57	5,284,000円	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	58
この申告により納付すべき地方法人特別税額 56−57−58	59	7,500,000円	59のうち見込納付額	60
差引　59−60	61	7,500,000円		

所得金額の計算の内訳

所得金額(法人税の明細書(別表4)の(33))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(41))	62	4,707,749円
加算　損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	63	1,991,0
加算　損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	64	
減算　益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	65	
減算　外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	66	
仮計　62＋63＋64−65−66	67	4,709,740円
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	68	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(55))	69	4,709,740円
法第15条4の徴収猶予を受けようとする税額	70	

（道府県民税）

（使途秘匿金税額等）　（　　）	1	
法人税法の規定によって計算した法人税額	1	10,344,018円
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	2	
還付法人税額等の控除額	3	
退職年金等積立金に係る法人税額	4	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額　1＋2−3＋4	5	10,344,000円
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	6	0円
法人税割額　4.2（5又は6×4.2/100）	7	4,344,448円
道府県民税の特定寄附金税額控除額	8	
外国の法人税等の額の控除額	9	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	10	
差引法人税割額　7−8−9−10	11	4,344,400円
既に納付の確定した当期分の法人税割額	12	1,738,000円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	13	
この申告により納付すべき法人税割額　11−12−13	14	2,606,000円
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	15	12月
20,000円×(15)/12	16	20,000円
既に納付の確定した当期分の均等割額	17	10,000円
この申告により納付すべき均等割額　16−17	18	10,000円
この申告により納付すべき道府県民税額　14＋18	19	2,706,000円
19のうち見込納付額	20	
差引　19−20	21	2,706,000円
東京都に申告する場合の7の計算　特別区分の課税標準額	22	0円
同上に対する税額　22×/100	23	
市町村分の課税標準額	24	0円
同上に対する税額　24×/100	25	
還付請求　中間納付額	71	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店　口座番号（普通・当座）	
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		1,000,000円
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額		10,092,500円
決算確定の日	平成　年　月　日	
解散の日	平成　年　月　日	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成　年　月　日	
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税　有・無　法人税　有・無	
法人税の申告書の種類	青色・その他	
この申告が中間申告の場合の計算期間	平成　年　月　日から　平成　年　月　日まで	
翌期の中間申告の要否	要・否	
国外関連者の有無	有・無	

関与税理士　署名押印

（電話　　）